

金融経済教育の現状と 日本証券業協会における取組み

日本証券業協会 金融・証券教育支援本部 新業務対応連絡調整部
上席次長

吉沢 拓央



1. はじめに

超高齢社会を迎えた我が国において、個人が多様化する人生設計（ライフプラン）に応じた生活資金の確保を図るためには、若年の頃から生活スキルとしての金融リテラシーを向上させることが重要であり、金融経済教育の意義と役割は大きい。日ごろの家計管理・生活設計、金融商品の特性と利用の選択、リスク管理の方法、長期的視点から貯蓄・投資することの大切さなどを理解することで、

〈目次〉

1. はじめに
2. 本協会の金融経済教育の推進の取組み
3. 本協会等の取組みから見えた課題
4. 資産所得倍増プラン、金融商品取引法等の一部を改正する法律案
5. 終わりに

安定的な資産形成に取り組む必要性を認識するとともに、自身に訪れる様々なイベントの確実な実現に向けて、より適切な選択・行動をとることが可能となる。投資は、社会全体の「経済成長を支える」という役割も担っている。投資した資金は、証券市場を通じて政府や企業の活動資金となり、その結果、より暮らしやすい環境や、より質の高い商品・サービスが提供されるなど、イノベーションの創出や持続可能な社会の形成に不可欠なものとなっている。金融経済教育は、投資を通じて社会との関わりについて理解を深めるという意味においても、必要なものである。こうしたことから、日本証券業協会（以下「本協会」という。）をはじめとする各団体等は、いわゆる「民」として、金融経済教育の推進に取り組んできたが、実際にはそれが十分国民に行き届いているとは言い難い。

折しも、昨年、政府の資産所得倍増分科会において取りまとめられた「資産所得倍増プ

ラン」(注1)を受けた形で、金融リテラシー向上に関する制度整備として、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に上程された(注2)ところである(継続審議中)。同プランでは、家計に眠る現預金を投資につなげ、金融資産所得を増やしていくことが重要である等の基本的考え方のもと、一体として推進する7本柱の取組みが掲げられたが、そこには、NISAの抜本的拡充・恒久化、iDeCo制度の改革等に加え、「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」が盛り込まれた。今後、体制整備が図られ、具体的施策が実行に移されることで、これまで十分ではなかった金融経済教育の国民各層への浸透が進み、資産形成の大切さが広く認知されていく、まさに国を挙げての事業が動き始めようとしている時である。

本稿では、本協会における金融経済教育の推進活動や考えを中心に記述する。なお、意見にかかる部分は筆者の個人的見解であり、本協会又は証券業界としての見解を示すものではないことを申し添える。

■ 2. 本協会の金融経済教育の推進の取組み

本協会における金融経済教育は、主に対象を「学校」と「社会人」とに分けて、事業を行っている。

(1) 学校向け事業

学校向け事業は、金融・証券に関する記述

が拡充された新学習指導要領の全面实施や学校現場のICT化の進展も踏まえ、金融経済教育を指導する中学校・高等学校の教員の支援などを通じて、学校教育における金融経済教育の推進を目的として実施している。

① 体験型副教材の制作・提供

教員が授業で利用できる副教材として、「株式会社制度」、「直接金融」、「投資の意義」、「金融商品の特徴」、「資産形成」などの内容について学習の効果を高めるため、生徒が体験的に学んだり、動画を見ながら自らの考えをまとめたりすることができる各種の副教材を制作し、無償で提供している。

2022年度は特に、学校現場のICT化の進展に対応するため、株式の模擬売買を通じて現実の経済・社会の動きを学ぶシミュレーション教材「株式学習ゲーム」のウェブサイトの全面リニューアルを行った。また、視覚障がいのある生徒が利用できるよう金融・証券学習テキスト教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」の点訳データ(点字図書を印刷するためのデータ)の制作・提供を行った。

② 教員向け情報提供

教員が授業等で活用できる情報の提供として、ウェブサイトやメールマガジン「5分で話せる金融経済」などを通じて、金融・証券・経済などに関する各種のコンテンツや画像素材、用語・トピック解説などの情報を提供しているほか、教員のニーズを踏まえたセミナーを開催している。

2022年度は特に、金融・経済・資産形成な

どお金に関する様々な「疑問」について解説する短編動画教材集「お金なんでも相談室」を制作・公開した^(注3)。また、教員向けセミナーを会場・ウェブにより全国開催し、教員の関心が高い日本経済や世界経済の動向のほか、新たに学習指導要領に追加された「企業会計」、「起業」、「フィンテック」をテーマとして、各分野の専門家による講義を行った。このほか、教員自身を対象に体験型副教材を説明・体験する説明会やプログラムなども実施した。

③ 出前授業の実施

金融経済教育の拡充・推進の一環として、本協会の認定した「金融・証券インストラクター」が小学校・中学校・高等学校・大学等に出向いて、金融経済教育に関する授業・講義を行う出前授業を実施している。出前授業は、教員のニーズにあわせて実施し、講義形式だけでなく、グループワークによる体験型プログラムも提供している。

2022年度は、160の小・中・高、89の大学でそれぞれ授業を行ったほか、離島や山間部など、グループの構成ができず学習の機会を逃していた少人数の小学校に対し、オンラインで結ぶ方法により体験型プログラムを提供するセミナーを実施した。

④ 研究会への支援

本協会は、「金融経済教育を推進する研究会」(座長：吉野直行氏、慶應義塾大学名誉教授)の事務局として活動を支援している^(注4)。同研究会は、教育分野と金融分野の

専門家が学校における金融経済教育の推進・充実に向けて検討を行う自主的な研究会であり、2013年4月から活動(2年間で1期とし、2023年度からは第6期目。)している。

同研究会は、これまで、中学校・高等学校及び海外における金融経済教育に関する実態調査や、学習指導要領の改訂に向けて文部科学省への要望書を取りまとめたほか、中学校・高等学校の教員をサポートするため、新学習指導要領・新教科書の内容を踏まえた金融・証券に関する「学習指導案(教師用指導書)」の作成・公表などを行っている。

同研究会の第5期(2021~2022年度)の活動としては、新学習指導要領の全面実施に伴う学校現場における金融経済教育の実態・課題を調査・検討するため、中学校の教員・生徒における金融経済教育に関する実態調査を行うとともに(2022年10月公表)、高等学校における同様の実態調査を行った(2023年中公表予定)。また、中学校・高等学校の教科書における経済・金融・証券に関する事項の記載状況の調査を行った。

このほか、同研究会の下部組織である「海外調査部会」(部会長：栗原久氏、東洋大学教授)において、日本の金融経済教育への示唆等を得るため、海外7か国(英国、エストニア、オーストラリア、韓国、シンガポール、フィンランド、米国)の初等中等教育における金融経済教育に関する実態調査を行った(2023年4月公表)。

(2) 社会人向け事業

社会人向け事業は、安定的な資産形成の重要性を広く浸透させ、証券投資の開始への意識・行動変容を促すため、ウェブサイト等による情報発信、セミナー、講師派遣などを通じて、主に証券投資未経験・初心者に向けた金融経済教育を推進することを目的として実施している。

① ウェブサイト等による情報提供

ウェブサイト「投資の時間」^(注5)、メールマガジン「証券知識を深め〜」、証券知識普及プロジェクトマスコットキャラクター「とうしくん」の公式Twitterなどを通じて、証券投資等について解説するテキストや動画コンテンツ、各事業の情報を提供している。

2022年度は特に、女性のサイト訪問者が少ないといったアクセス分析結果を踏まえたページ誘導策を実施したほか、20代向けに「お金」に関する幅広いテーマを扱った連載コラム「20代で知っておきたいお金のこと」を制作・公開した。

② セミナーの開催

YouTube、Zoom等のオンラインツールを活用し、ライフプランの重要性、証券投資やNISAなどについて解説するセミナーを実施している。

2022年度は特に、チャットを通じた質疑応答が可能な全国向けライブオンラインセミナー「はじめての資産運用講座」など、様々な対象者別セミナー等を開催するとともに、YouTubeチャンネル「はじめての資産運用

講座」にてアーカイブ動画を配信した^(注6)。

また、地方都市では、財務局との連携や地元メディアなどの活用により、地域密着型のセミナーを開催した。このほか、同YouTubeチャンネルでは、将棋棋士・投資家の桐谷広人氏がユニークな実体験を基に株式投資の魅力を紹介するオンデマンド動画や、セミナーの質疑応答で寄せられた質問等に回答するQ&A動画も配信した。

③ 講師派遣の実施

官公庁、民間企業等の開催する講座や職場研修に、本協会に登録している「金融・証券インストラクター」を講師として派遣し講義を実施している。

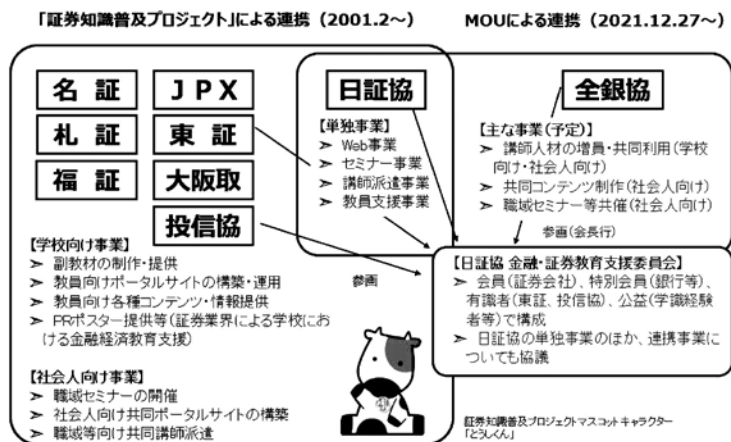
2022年度は昨年度に引き続き、対面又はオンラインにて、派遣先の希望に応じ個別作成したレジュメを基に271先339回の講義を実施した。また、講師のスキルアップ等を目的として、講師専用ポータルサイトにおける資料等の提供や、制度改正のポイント等に関する研修を行った。

④ 刊行物の制作・提供

資産運用・証券投資、NISA、確定拠出年金などについて体系的に理解を深めることができる各種の刊行物を制作・提供している^(注7)。

2022年度は昨年度に引き続き、「サクサクわかる！資産運用と証券投資スタートブック」、「個人投資家のための証券税制Q&A」及び「確定拠出年金入門」の3種類の刊行物を制作し、スマートフォンやタブレットから

(図) 民間団体における資産形成教育の取組み (概要)



気軽に閲覧できるよう「投資の時間」や各電子書店にてデータを公開するほか、個人の希望者には各冊子を無料で配布した。

⑤ 投資詐欺被害防止の周知広報活動

投資詐欺の被害を防止するため、郵便局や鉄道等の多数が利用する場において注意喚起活動を行うほか、相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターの運営を行っている。

2022年度は昨年度に引き続き、各都道府県警察・消費者行政との連名の注意喚起広告入り封筒を全国の郵便局の有人窓口において配布した。また、証券会社等をはじめとする金融機関に対する店舗等での顧客等への注意喚起依頼や、警察主催イベント・鉄道会社・公民館等へのリーフレット・ポスターの提供を行った。このほか、コールセンターを通じて、通報の受付や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況などのウェブサイトでの

公表^(注8)や行政当局への情報提供を行った。

(3) 他団体等との連携

本協会は他の団体等とも積極的に協力し、より幅広い世代・属性へ金融リテラシーの浸透を図っている。(図参照)

例えば、本協会、日本取引所グループ(東京証券取引所、大阪取引所)、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所及び投資信託協会では、「証券知識普及プロジェクト」として、共同事業を実施している。学校向けには、体験型副教材、教員・教育関係者向けウェブサイト「金融経済ナビ」^(注9)や情報誌「レインボーニュース」の提供等を行い、社会人向けには、上場企業等に対する講師派遣の実施や共同ポータルサイト「証券投資スクエア」^(注10)の開設等により、公正・中立な立場から長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることに努めている。

また、2021年12月、金融リテラシーの向上等を連携して推進することを目的に、本協会は全国銀行協会との間で、MOUを締結し、人的・物的・知的資源を共同活用する体制を構築している。実質的に活動がスタートした2022年度は、教員や職域をターゲットとしたセミナーの共同開催や、共同コンテンツの制作、官公庁の職員向け研修等において、両団体で共同運営する講師人材プールからインストラクターを派遣するなど、連携・協力して事業に取り組んでいる。

■ 3. 本協会等の取組みから見えた課題

前述のとおり、本協会をはじめとする各団体、あるいは個別の証券会社や金融機関では、長きにわたり金融経済教育の推進に取り組んできた。しかしながら、受け手にとって、こうした「民」の活動は純粋な教育ではなく、営利目的と受け取られ、敬遠される嫌いがあることや、限られたリソースの中でそれぞれが個別に活動していたことなどから、その訴求の効果も限定的であった。事実、本協会「証券投資に関する全国調査（2021年度）」^(注11)によると、これまで証券投資に関する教育を「受けたことがある」と明確に答えた人の割合はわずか6%程度であり、「金融や投資に関する知識を持っていない」、「ギャンブルのようなもの」といった理由から、未だに7割もの人が「証券投資は必要がない」と考えて

おり、実態として量的効果は低水準にとどまっている。このような状況を打破するためには、ライフプランを踏まえた資産形成の必要性や少額からの長期・積立・分散投資の有効性について、より一層広く啓発できるよう、「国」が主導して体制強化を図り、多くの国民における行動変容を促すことが重要である。

海外の状況を見ると、例えば、英国や米国では、金融経済教育を国家戦略と位置付けて取り組んでいる^(注12)。英国では、「MaPS」(The Money and Pensions Service) という公的機関が、2019年1月に、それまでの3つの政府関連組織を統合して設立され、年金ガイダンス、債務アドバイス、マネー・ガイダンス、消費者保護、戦略の5分野の機能を担っている。2020年に公表された国家戦略「英国の金融ウェルビーイング」(The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020 - 2030) では、2020年から2030年の10年間にわたる重要テーマ、目標・成果等を定め、取り組んでいる。米国では、2003年に設立された金融リテラシー教育委員会 (Financial Literacy and Education Commission : FIEC) が、課題や対応策に加え、政府が優先して取り組む分野や各省庁におけるリソースの配分の方針を提示するなど、金融リテラシーに関する国家戦略を策定している。我が国に重ねると、これまでの経緯から、「民」の力では限界があると思料するところ、やはり国家戦略として、「官民一体」となって公

的な資産形成教育・相談機能の抜本的な拡充を図ることが、投資無関心層を動かす原動力になり得ると考えられた。

こうしたことから、本協会では昨年7月、当時、政府において、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるため、年末に策定するとしていた「資産所得倍増プラン」への提言「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」を取りまとめた^(注13)。これは、消費者教育の推進に関する法律等にならい、実践的な投資教育の推進を国・地方公共団体・事業者等の責務・努力義務とし、国家戦略としての基本方針を策定のうえ、財政措置を含む各種の施策を推進することや、公的な投資教育実施機関「日本版MaPS」を設置することなどを訴えるものである。

■ 4. 資産所得倍増プラン、金融商品取引法等の一部を改正する法律案

(1) 資産所得倍増プラン

昨年11月、政府において取りまとめられた「資産所得倍増プラン」では、家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加えて金融資産所得を増やしていくことが重要である等の基本的考え方のもと、①NISAの抜本的拡充・恒久化、②iDeCo制度の改革、③消費者に対して中立的で信頼できるアドバイス提供を促す仕組みの創設、④雇用者に対する

資産形成の強化、⑤金融経済教育の充実、⑥国際金融センターの実現、⑦顧客本位の業務運営の確保、の7本柱の取組みが掲げられた。

第五の柱「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」では、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、令和6（2024）年中に、「金融経済教育推進機構」（仮称）（以下、「機構」という。）を設立するとともに、機構を中心として、「企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する」とされた。また、「資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する」とされた。これらは、まさに「官民一体」となった公的な金融経済教育・相談機能の拡充、その実現への第一歩と言えるものであり、その他の柱を含め、極めて重要である。

(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

資産所得倍増プランを受け、第211回国会に上程された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（継続審議中）では、「金融サービスの提供に関する法律」が「金融サービ

スの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(以下「法」という。)に改称されるとともに、①国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針、②金融経済教育推進機構の設置、などの規定の整備が図られている。以下、主要な三点について記述する。

① 「基本的な方針」(「国家戦略」としての基本方針)の策定

政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を策定することとされている(法82条1項)。その内容として、安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向、支援に関する事項(制度整備、制度の利用促進、教育及び広報の推進、調査及び研究)、国の関係行政機関・地方公共団体・民間の団体との連携及び協力に関する事項等が挙げられている(同条2項)。

また、基本方針案は、金融審議会の意見を聞いたうえで作成され、閣議決定の後、公表されることになる(同条3～5項)。政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施状況について、評価を行う(同条6項)。

② 金融経済教育推進機構の設立

法律案では、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進することを目的とする機構を設立することが明記された(法86条)。機構の業務の範囲には、金

融経済教育の実施、国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成や資質向上、金融経済教育の推進に関する調査研究等が挙げられている(法119条)。

機構は、認可法人(法95条等)とし、役員に関する規定(法107条)、また、運営委員会に関する規定(法100条)が置かれる。また、設立に関する規定として、発起人(法93条)、設立認可申請(法95条)、設立登記(97条)業務開始(121条)、などが置かれている。加えて、機構からの資料の交付の要請等(122条)、資金の確保(134条)も規定されている。

③ 国と地方公共団体・事業者の協力・連携

法律案では、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、国から地方公共団体及び民間事業者に対する支援に関する努力規定(法83条)、地方公共団体の施策に対する努力規定(法84条)が置かれている。併せて、事業主に対しても、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は機構に対する取組み等への協力に関する努力規定(法85条)が置かれている。また、国の関係行政機関が相互に協力することを定める義務規定や、国・地方公共団体・機構その他関係者間で適切に役割を分担し、相互に協力することを求める努力規定が示された(法136条)。

上記の基本方針及び機構に関する規定については、法律案の附則において、公布から三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

5. 終わりに

今回、岸田政権のもとで、NISAの拡充、恒久化等に加え、国家戦略としての基本方針の策定、機構の設立をはじめとした金融経済教育の充実が「官民一体」となって押し進められることとなったことは、大変意義深いことである。国民全体の金融リテラシーの向上、ひいては個人の人々の安定的な資産形成の実現に向けた大きな一歩となることを期待するとともに、この事業にコミットすることは、「金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること」を業務の1つとする本協会の責務である。

機構の設立に際しては、現在、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能が機構に移管・承継されるほか、機構の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加えて、民間団体（全国銀行協会、日本証券業協会等）からの協力を得るとされている。本協会としては、今後、こうした要請に対し、最大限の協力を行うとともに、金融・証券知識の普及啓発活動をさらに推進することで、この国家的な戦略に貢献して参りたい。

(注1) 「資産所得倍増プラン」(内閣官房)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf

(注2) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」

(金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>

(注3) 「お金なんでも相談室」(本協会)

<https://kinyu-navi.jp/movie/>

(注4) 「金融経済教育を推進する研究会」(本協会)

https://www.jsda.or.jp/edu/research_society/kinyukeizai.html

(注5) 「投資の時間」(本協会)

<https://www.jsda.or.jp/jikan/>

(注6) YouTubeチャンネル「はじめての資産運用講座」(本協会)

<https://www.youtube.com/@user-em6zb9rw3q/featured>

(注7) 冊子・電子書籍 (本協会)

<https://www.jsda.or.jp/jikan/publications/>

(注8) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターへの通報状況」

https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/toushisagi/report.html

(注9) 「金融経済ナビ」(本協会)

<https://kinyu-navi.jp/>

(注10) 「証券投資スクエア」(本協会)

<https://kinyu-navi.jp/square/>

(注11) 「証券投資に関する全国調査(2021年度)」(本協会)

<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/data/2021honbun.pdf>

(注12) 「米英における国家戦略としての金融経済教育」(野村資本市場研究所)

<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2021/2021aut02.pdf>

(注13) 「中間層の資産所得拡大に向けて ～資産所得倍増プランへの提言～」(本協会)

<https://www.jsda.or.jp/about/teigen/shotokubaizouplan/index.html>

